

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構  
共同利用研究員受入規則

平成16年4月19日  
規則第26号

改正 平成21年3月31日規程第24号

改正 平成25年2月18日規程第1号

(目的)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構外来研究員取扱規程（平成16年規程第90号）第2条第1号に規定する共同利用研究員の受入れに関し、必要な事項を定める。

(申請)

第2条 共同利用研究員としての申請は、当該実験（研究）課題申請書によるものとする。

(受入許可)

第3条 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）の所長又は施設長（以下「所長等」という。）は、前条の申請があったときは、当該研究所等の運営会議の議を経た後、受入れを許可するものとする。

(登録)

第4条 受入れを許可された当該実験（研究）課題の実験（研究）責任者は、機構において実験研究に従事する者について、別に定める手続きにより「ユーザー登録」をしなければならない。  
2 前項により登録した事項に変更が生じた場合、実験（研究）責任者は、その都度変更登録しなければならない。

(登録の抹消)

第5条 実験（研究）責任者は、共同利用研究員が実験研究に従事しなくなるときは、別に定める手続きにより登録の抹消の届け出をしなければならない。ただし、当該実験研究が終了したときは、この限りではない。

(報告書)

第6条 実験（研究）責任者は、実験研究が終了したときは、所定の報告書を所長等に提出しなければならない。ただし、所長等が認めた場合は、この限りではない。

(雑則)

第7条 この規則の定めるもののほか、共同利用研究員の受入れに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成21年3月31日規則第24号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月18日規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。